

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によつて、届出があつた。

平成二十四年三月八日

広島県東部農林水産事務所長 小笠原 繁 哉

福山市	事業主体
上東之面	地区名
区画整理事業	事業名
平成二十四年二月二十四日	換地処分年月日